

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

三菱 UFJ 証券ホールディングス株式会社（証券コード：－）

【据置】

長期発行体格付	AA
格付の見通し	安定的
MTNプログラム格付	
（優先債）	AA
（劣後債）	AA-

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（証券コード：－）

【据置】

長期発行体格付	AA
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 三菱 UFJ 証券ホールディングス（MUSHD）は、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（MUFG）の中核証券グループ。MUFG の中間持株会社であり、MUFG は MUSHD の議決権 100% を保有する。MUFG は事業本部制のもとでグループ一体型経営を推進している。経営管理やリスク管理、財務、資本運営において MUSHD はグループの枠組みに組み込まれており、人的な関与を含め MUFG の支配・関与度は強い。また、MUSHD は、MUFG の証券戦略の中核を担っており経営的重要度は高い。これらを踏まえ、MUSHD の発行体格付は MUFG のグループ信用力「AA」相当と同等としている。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券（MUMSS）は、MUSHD の中核子会社であり実質一体と考えられることから、格付は MUSHD と同格としている。
- (2) MUSHD の事業基盤は強固である。リテール業務では、銀信証連携の下、グループ一体で顧客セグメント別の営業体制を構築しており、MUMSS では富裕層をターゲットとした営業推進を強化している。MUMSS の預り資産残高、証券口座数といった基盤項目は国内大手証券会社の中では上位クラスと一定の差があるものの、資産導入額は純増基調が維持されており、預り資産残高は着実に積み上がっている。ホールセール業務では、国内外セールス&トレーディング業務や海外プライマリー業務における銀証での一体運営に加え、国内プライマリー業務ではモルガン・スタンレーおよび三菱 UFJ 銀行と協働を行っており、株式関連業務や M&A 業務においてはグローバル案件や大型案件に強みを持つ。国内では特に M&A において安定的に上位の実績を残している。
- (3) MUSHD の収益力（内部管理対象の米国証券会社を含む）は比較的良好だが、ホールセール業務の収益割合が高いこともあり長期的にみた経常利益の振れは大きく、ストック収益の割合を高めていくことが課題である。市場環境の変動が大きかった直近 5 期においては、利益の変動性は比較的小さくコントロールされており、米国顧客との取引に起因した一過性損失を除いてみれば、経常利益は 21/3 期以降 800~1,000 億円程度を確保した。23/3 期においては市場環境の悪化等により、国内営業とインベストメントバンキングの収益が減少したが、金利のボラティリティ拡大に伴う取引需要を捉え、グローバルマーケットの収益が堅調に推移した。24/3 期上半期では株式市況の回復を受けた取引の活発化により経常利益は増益となっており、通期でも高い利益水準を確保できるか注目していく。
- (4) MUSHD の資本充実度に問題はみられない。23 年 9 月末の連結純資産は 1 兆円超と厚みがある。MUMSS の自己資本規制比率は 258.7%。リスクが増加する局面などでは、MUSHD からの劣後借入により自己資本規制比率を一定以上の水準となるようコントロールされている。今後も必要に応じて、MUFG から MUSHD グ

ループへの資本支援が見込まれる。低流動性資産の保有は少ないうえ、市場リスクは相応のストレスの下でも自己資本で余裕をもって吸収できる水準にあることなど、リスク管理面にも問題はみられない。資金調達面では三菱 UFJ 銀行を中心に十分な流動性枠が供与されている。

(担当) 阪口 健吾・南澤 輝

■ 格付対象

発行体：三菱 UFJ 証券ホールディングス株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AA	安定的

プログラム名	Euro Medium Term Note Programme	
発行限度額	150 億米ドル相当額	
格付	(優先債) AA (劣後債) AA-	

発行体：三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AA	安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2023年10月31日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：宮尾 知浩
主任格付アナリスト：阪口 健吾
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2014年11月7日）、「証券」（2014年5月8日）、「金融グループの持株会社および傘下会社の格付方法」（2022年9月1日）、「金融機関等が発行する資本商品・TLAC商品の格付方法」（2017年4月27日）として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っており、JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

MTN プログラム格付：プログラム格付はプログラムに対する信用格付です。個別のノートの信用力はプログラム格付と同等と判断されるケースもありますが、クレジット・リンク・ノートやエクステンジャブル・ノートなど、元利支払いが第三者の信用状況に依存するノートなどではプログラム格付と異なると判断されることもあります。JCRでは、発行体から依頼がある場合などを除き、通常、プログラムに基づき発行される個別のノートに対する信用格付は行っていません。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル